

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

II 賃金政策

2 産業別最低賃金の改定と新制度への転換

全国平均四〇四二円、率で地域最賃を下回る

八七年度の各都道府県における産業別最低賃金は、そのほとんどが八七年中に地方最低賃金審議会での審議を終了し、八八年一月二日の兵庫県塗料製造業最低賃金の決定をもって、全国三四二件すべてについての審議を終えた。

設定された産業別最低賃金(日額)は、全国加重平均で四〇四二円(月額二五日換算一〇万一〇五〇円)であり、各設定金額ごとの引き上げ額・引き上げ率をそれぞれ単純平均すると、金額で八一円、率で二・一四%の引き上げとなっている。過去最低の引き上げとなった八七年度地域別最低賃金の全国加重平均と比べると、金額で三円上回っているものの、率では〇・〇四%低い。都道府県における産業別最低賃金の最高額は、大阪府塗料製造業最低賃金の四七五四円、最低額は、鹿児島県食料品・飲料・飼料製造業最低賃金三四六六円である。各産業ごとの全国加重平均額は、第95表のとおりとなっている。

設定された最低賃金の年内発効件数は、二八四件(全体の八三・〇%)で、大きく増加した八六年度(二九〇件、八五・〇%)とほぼ同程度である。また、地方最低賃金審議会の答申時の採決状況についても、全会一致による結審が二七三件で全体の七九・八%を占め、八六年度(二七八件、八一・五%)とほぼ同様の傾向を示している。

新制度への転換すすむ

産業別最低賃金は、八六年二月の中央最低賃金審議会答申、「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(本年鑑第五七集四九五～四九七ページ参照)にもとづいて、八九年度より新しい制度となる。現行の産業別最低賃金額の改定は八八年度までであり、八九年度以降は行政のイニシアチブによる改正諮問は行われない。したがって、新たな産業別最低賃金が設定されない業種については、八九年度以降最低賃金額はすえおかれ、漸次廃止されることとなる。

新しい産業別最低賃金は、最低賃金法第一条の規定にもとづく労働協約拡張方式によるもののほか、同法第一六条の四にもとづいて、関係労使が申し出、かつ最低賃金審議会が地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて、原則として日本標準産業分類の小分類または必要に応じて細分類ごとに設定することを基本とする。

八九年度よりの新産業別最低賃金への転換は、第12図の概念図に示されているように進められている。地域別最低賃金の対象とすることが適当と認められる年齢・業務・業種について、当該産業別最低賃金から適用除外とする措置が計画的段階的に行われてきた。八五年度には、一八歳未満

および六五歳以上について、八六年度には、雇入れ後一定期間未満の者であって技能習得中の者、清掃または片付けの業務に従事する者および各産業に特有の軽易作業に従事する者について適用除外となり、地域別最低賃金の対象とされた。つづいて八七年度には、低賃金業種の産業別最低賃金からの適用除外措置がとられた。主として、食料品・繊維等の産業を中心に一八七業種（産業小分類による）が、既述の産業別最低賃金の改定にあたって適用除外とされたのである。

また、新産業別最低賃金への転換は、八七年度から申請できることとされており（いわゆる前倒し申請）、適用除外の対象にあがった業種の労働組合から、新産業別最低賃金設定を求める申し出またはその意向表明が、八七年度に入ってさっそく出された。四月の兵庫県塗料製造業をはじめとして、八月の京都府食品製造業・繊維産業にいたるまでに、申し出二八件、意向表明二二件、計五〇件にのぼっている（労働基準調査会『労働基準広報』八九三号、一九八七年一二月一日による）。

八七年度において、新産業別最低賃金として、第96表にある三つが、初めて決定された。これら以外のものについては、新産業別最低賃金の設定の要否について結論が出されておらず、検討中のまま八八年にもちこされることになった。

日本労働年鑑 第58集 1988年版
発行 1988年6月25日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 労働旬報社
* * * *年 * * 月 * * 日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
